

自 2025年4月 1日
至 2026年3月31日

第 1 6 期 事 業 報 告 書

東京都中央区日本橋3丁目6番2号
一般財団法人日本ADR協会

目 次

第16期 事業報告書

1.	事業活動の概要	1
I	2025年度シンポジウム	1
II	2025年度実務研修・実務情報交換会	1
III	ADRの利用に係る広報及び啓発事業	2
IV	「相談機関とのオンラインマッチング」プロジェクト	2
V	ADR法制の改善に関する提言・検討	3
VI	ODRの推進に関する検討	3
VII	ADRの日（12月1日）・週間についての協力活動	4
2.	ADR調査企画委員会開催状況	5
3.	評議員会開催状況	7
4.	理事会開催状況	8
5.	会 員	10
6.	貸借対照表	11
7.	正味財産増減計算書	12
8.	財務諸表に対する注記	13
9.	財産目録	14
10.	監事監査報告書	15

第17期 事業計画書

1.	2026年度事業計画	17
2.	2026年度収支予算書	19
3.	評議員・理事・監事一覧	20

1. 事業活動の概要

I 2025 年度シンポジウム

「子どもの福祉と ADR の役割～令和 6 年家族法改正を踏まえて～」

日 時：2025 年 12 月 8 日（月）14：00～17：30

会 場：会場（公益社団法人商事法務研究会 会議室）及び Zoom によるハイブリッド開催

【司会】 当協会 ADR 調査企画委員会委員長・東京大学教授 垣内 秀介

◆開会ご挨拶◆

当協会代表理事・京都大学大学院法学研究科教授 山田 文

◆ご挨拶◆

法務省大臣官房司法法制部長 内野 宗揮

◆基調講演◆

法務省民事局参事官 太田 章子

早稲田大学法学学術院名誉教授・弁護士 棚村 政行

◆パネルディスカッション◆

【パネリスト】

弁護士 竹内 裕美

早稲田大学法学学術院名誉教授・弁護士 棚村 政行

NPO 法人ハッピーシェアリング代表理事 築城 由佳

白梅学園大学子ども学部子ども心理学科教授 福丸 由佳

弁護士 三澤 正大

【モデレーター】

当協会 ADR 調査企画委員、家族のための ADR センター離婚テラス代表 小泉 道子

参加者（会場及びオンライン）：約 280 名

II 2025 年度実務研修・実務情報交換会

「ADR・ODR の実務最前線—ウェブ調停の実践と新たな法的サービスの可能性」

日 時：2026 年 3 月 13 日（金）14：00～17：00

会 場：Zoom によるオンライン開催

【司会】 当協会 ADR 調査企画委員会委員長・東京大学教授 垣内 秀介

◆開会ご挨拶◆

当協会代表理事・京都大学教授 山田 文

◆ご挨拶◆

法務省大臣官房司法法制部審査監督課長 沖田 政人

◆報告◆ 「ADR・ODR の実務最前線」

当協会理事・ADR 調査企画委員・弁護士 出井 直樹

◆パネルディスカッション◆

第1部「ウェブ調停の実践上の課題」

第2部「新たな法的サービスとしての ODR の可能性」

【パネリスト】

当協会理事・ADR 調査企画委員・弁護士 出井 直樹（第1部モデレーター）

当協会監事・第二東京弁護士会仲裁センター・弁護士 農端 康輔

当協会 ADR 調査企画委員・株式会社 AtoJ 代表取締役・弁護士 森 理俊

当協会 ADR 調査企画委員・東京科学大学特任准教授 渡邊 真由（第2部モデレーター）

◆協会の活動報告◆

当協会理事・ADR 調査企画委員会委員長・東京大学教授 垣内 秀介

◆閉会挨拶◆

当協会理事・ADR 調査企画委員会委員長・東京大学教授 垣内 秀介

参加者（オンライン）：約 70 名

III ADRの利用に係る広報及び啓発事業

利用者・相談機関の視点でADR機関へのより良いアクセスを図るために、ADR機関に参加を呼びかけ、「ADR機関検索システム」を当協会のホームページ上に構築し、運用を続けている。現在 54 機関のデータが公開されている（https://japan-adr.or.jp/search/adr_search.php）。検索のインデックスは、相談機関の方々と協議のうえ、紛争の種類、実績、手続実施者の属性、手数料、土日対応、オンライン対応など実用的できめ細かなものとなるよう工夫している。また、各ADR機関には、PRポイントを記載していただくよう依頼しており、これにより各ADR機関の“顔”が見えてきている。

今後とも利用者・相談機関からの意見を聞いて改善を図り、また、参加ADR機関の増加やデータ更新を呼びかけていく予定である。

また、SNS等の媒体を使った情報発信として 2022 年度から X（旧 Twitter）の運用を行っている。加えて、2024 年度から、当協会 ADR 調査企画委員が聞き手となり、会員や弁護士会 ADR、その他の ADR／ODR 事業者の活動状況を紹介する Pod Cast「Pod Cast で教えて！トラブル解決の現場から」の配信を開始した。今年度は、証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）及び社会保険労務士会 ADR の配信が追加された。

IV 「相談機関とのオンラインマッチング」プロジェクト

紛争を抱えた人は、まずは消費生活センター等の各種相談機関へ相談する例が多いことから、ADR 機関をより身近なものとして位置付けていくために、相談機関と ADR 機関の連携強化が重要であると考えられる。相談機関へのアンケートにおいても、ADR 機関との相互交流の重要性が指摘される。そこで、2015 年度より、ADR 機関が相談機関を訪れ、ADR 関連業務に関するヒアリングを通じて相互の交流・協力関係を構築することを目的として、「相談機関訪問ヒアリング」のプロジェクトを実施してきた。

2021 年度以降、関係省庁との調整を経て、相談機関と ADR 機関がオンラインで面談し、情報交

換を行う「オンラインマッチング」プロジェクトにリニューアルし、参加募集を行っている。

V ADR法制の改善に関する提言・検討

当協会は、ADR法（平成16年法第151号）の施行から5年を経過した2012年4月、協会内外のADR関係者の意見を集約し、提言「ADR法の改正に向けて」（2012年提言）を法務大臣宛に提出した。その後法務省に設置された「ADR法に関する検討会」がとりまとめた報告書では、当協会の提言の趣旨に沿った施策の提案も含まれたものの、法改正の実現には至らなかった。

2017年の同法の施行10年を機に、改めて、ADR法制及びその運用について改正・改善の必要性を検討すべきものと考え、当協会内外の関係者との意見交換等を経て、「ADR法制の改善に関する提言案」（2018年提言）をまとめ、2018年4月、法務大臣宛に提出した。

この2018年提言を踏まえて最高裁判所や日本弁護士連合会等と協議を継続していたところ、2020年、諮問を受けて、法制審議会仲裁法制部会でADR法の改正を含めた調査審議が開始された。2021年3月公表の「仲裁法等の改正に関する中間試案」には、調停による和解合意に執行力を付与する制度の創設など当協会の提言の趣旨に沿う内容が含まれ、同年5月、当協会もパブリックコメントをとりまとめ、提出した。その後、中間試案を踏まえた「調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等に関する要綱案」が決定された。

要綱案に基づいて法案化された「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」及び「仲裁法の一部を改正する法律案」は、シンガポール調停条約の実施法（「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律案」）とともに、2023年2月28日に国会に提出され、同年4月21日に可決成立し、4月28日にそれぞれ法律第17号、15号、16号として公布され、2024年4月1日に施行された。

また、離婚後の共同親権の導入等を含む改正民法の施行（2026年4月）を見据えて、関係諸機関とADRの協力やその果たすべき役割について、シンポジウムにて意見交換を行った。

本協会は、これら法改正に伴う運用上の課題等について、引き続きADR関係者や関係省庁から情報収集を行い、必要な情報提供や意見交換に向けた検討・準備を行っている。

VI ODRの推進に関する検討

ADRをオンラインで行うODRの利用推進に関し、当協会は早くから実務研修・実務情報交換会等を通じて取り組んできた。2019年度にはODRの利活用に関してADR機関・相談機関にアンケート調査を実施し（46機関から回答が寄せられた）、その結果を当協会HPで公開するとともに、内閣府日本経済再生本部「ODR活性化検討会」で報告した。これらの実績を踏まえて、2020年3月に公表されたODR活性化検討会「ODR活性化に向けた取りまとめ」では、当協会がODRの推進を担う主体の一つとされた。

2020年9月に法務省に設置された「ODR推進検討会」には当協会関係者が委員として参加し、和解合意への執行力付与及びそれに伴う認証制度の見直しの要否等について調査審議を行い、2021年3月に、当協会の提言（上記V参照）に沿った内容を含む「ADRにおいて成立した和解合意に執行力を付与することの是非についての取りまとめ」が公表された。

また、2022年1月24日に法務省から「ODRの推進に関する基本方針～ODRを国民に身近なものとするためのアクション・プラン～」案が公表され、当協会はこれに対する意見を取りまとめて提

出した。2022年3月、同「基本方針」が確定されたが、ここでも、当協会の役割の重要性が言及されている。さらに、2021年3月、オンライン調停の利用促進のために具体的な条項案の例示が有用と考えられることから、法務省の提案について意見を提出し、実務研修・実務情報交換会において報告を行った。

法務省では、その後、上記「基本方針」に基づき、「ODR推進会議」及びその下に「実装・AI技術の活用検討WG」「周知・広報WG」が設置された。当協会の関係者複数人がこれらの会議体メンバーに任命されており、2025年度も政策実現に向けて貢献している。

また、2025年度は、実務研修・実務情報交換会において、ウェブ調停やテキストによる調停等、新たな法的サービスの可能性が急速に広がっている現状を踏まえて、ODRの実務上の課題やシステムデザインのあり方、先進事業者の取組み例等について、情報提供・意見交換を行った。

VII ADRの日（12月1日）・週間についての協力活動

法務省は、ADR事業者と相談機関との連携の在り方、連携を強化するための方策についての意見交換等を行い、参加者間におけるADR事業者と相談機関との連携の重要性等についての認識を共有するとともに、連携強化のための一層効果的な取組につなげることを目的として、2018年度より「かいけつサポート利用促進コンソーシアム」を開催し、当協会が協力を行ってきた。

2022年度より、法務省は12月1日※を「ADRの日」、同日から12月7日までを「ADR週間」と定め、「ADRの日」には相談機関等との連携を目的として「オンライン・フォーラム」を開催してきた。同年度以降も、当協会関係者が同フォーラムに出席し、情報提供などの協力を行っている。

※ 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の公布日

2. ADR調査企画委員会開催状況

〔第1回委員会〕

日 時：2025 年 5 月 12 日（月）

場 所：WEB会議システム

内 容：Ⅰ 2024 年度実務研修・実務情報交換会について（報告）

Ⅱ 2025 年度のシンポジウム・実務研修について

Ⅲ ポッドキャストの配信について

Ⅳ その他

〔第2回委員会〕

日 時：2025 年 7 月 7 日（月）

場 所：WEB会議システム

内 容：Ⅰ 2025 年度のシンポジウム・実務研修について

Ⅱ ポッドキャストの配信について

Ⅲ その他

〔第3回委員会〕

日 時：2025 年 8 月 25 日（月）

場 所：WEB会議システム

内 容：Ⅰ 2025 年度のシンポジウム・実務研修について

Ⅱ ポッドキャストの配信について

Ⅲ その他

〔第4回委員会〕

日 時：2025 年 10 月 15 日（水）

場 所：WEB会議システム

内 容：Ⅰ 2025 年度のシンポジウム・実務研修について

Ⅱ 2025 年度実務研修・実務情報交換会について

Ⅲ ポッドキャストの配信について

Ⅳ その他

〔第5回委員会〕

日 時：2025 年 12 月 17 日（水）

場 所：WEB会議システム

内 容：Ⅰ 2025 年度シンポジウム「子どもの福祉と ADR の役割～令和 6 年家族法改正を踏まえて～」について

Ⅱ 2025 年度実務研修・実務情報交換会について

Ⅲ ポッドキャストの配信について

Ⅳ その他

〔第6回委員会〕

日 時：2026 年 1 月 30 日（金）

場 所：WEB 会議システム

内 容：Ⅰ 2025 年度実務研修・実務情報交換会について

Ⅱ ポッドキャストの配信について

Ⅲ その他

〔第7回委員会〕

日 時：2026 年 2 月 26 日（木）

場 所：WEB 会議システム

内 容：Ⅰ 2025 年度実務研修・実務情報交換会について

Ⅱ 2026 年度各小委員会の事業計画・予算について

Ⅲ 2026 年度のシンポジウムについて

Ⅳ ポッドキャストの配信について

Ⅴ その他

ADR 調査企画委員会委員

【委員長】

垣内 秀介 東京大学教授

【副委員長】

河井 聡 森・濱田松本法律事務所 弁護士

【総務・広報小委員会】

入江 秀晃 九州大学教授

河井 聡 森・濱田松本法律事務所 弁護士

小泉 道子 家族のための ADR センター離婚テラス代表

森 理俊 S&W 国際法律事務所 弁護士、株式会社 AtoJ 代表取締役

渡邊 真由 東京科学大学特任准教授

【相談機関とADR機関との連携に関する小委員会】

九石 拓也 ひかり総合法律事務所 弁護士

佐藤 昌之 特定非営利活動法人 ITS Japan 法務主査

森 大樹 長島・大野・常松法律事務所 弁護士

森 倫洋 AI-EI 法律事務所 弁護士

山川 良知 山川・増山総合法律事務所 弁護士

【ADR法制問題小委員会】

出井 直樹 小島国際法律事務所 弁護士

垣内 秀介 東京大学教授

鯉渕 健 AI-EI 法律事務所 弁護士

辰野 嘉則 森・濱田松本法律事務所 弁護士

横路 俊一 北海道大学准教授 弁護士

（2026 年 3 月 31 日現在）

3. 評議員会開催状況

〔第18回（定時）評議員会〕

日 時：2025 年 6 月 30 日（月）

場 所：公益社団法人商事法務研究会会議室及びWEB会議システム

出席者：（評議員 12 名〔評議員総数 18 名〕）

道垣内正人、伊藤眞、小津博司（以上 3 名 会議室にて出席）

石橋正人、稲野邊俊、今堀克彦、小澤吉徳、貝阿彌誠、亀井正博、永関雅史、

野村豊弘、松本康幸（以上 9 名 WEB会議システムにて出席）

（評議員候補者（オブザーバー） 2 名）

小澤壮夫、宮本重則（以上 2 名 WEB会議システムにて出席）

（理事 1 名）

代表理事 山田文（以上 1 名 WEB会議システムにて出席）

（監事 2 名）

小林信明、農端康輔（以上 2 名 WEB会議システムにて出席）

＜決議事項＞

第 1 号議案 2024 年度事業報告の件

第 2 号議案 2024 年度決算報告の件

第 3 号議案 評議員選任の件

第 4 号議案 監事選任の件

＜報告事項＞

2025 年度事業計画及び予算の件

4. 理事会開催状況

〔第1回理事会（臨時）〕

日 時：2025 年 5 月 2 日（金）

開催方法：電磁的記録方法による

I. 決議事項

第1号議案 定款第51条第3項に定める「賛助会員」として、1名の入会希望を認める。

〔第2回理事会（通常）〕

日 時：2025 年 6 月 9 日（月）

場 所：公益社団法人商事法務研究会会議室及びWEB会議システム

I. 決議事項

第1号議案 2024年度事業報告及び2024年度決算報告の承認について評議員会に提案する件

第2号議案 2025年度事業計画及び2025年度予算を評議員会に報告する件

第3号議案 監事の辞任について評議員会に報告する件

第4号議案 評議員の選任及び監事の選任について評議員会に提案する件

第5号議案 上記議案の内容を議題とする評議員会を2025年6月30日(月)に開催する件

〔第3回理事会（臨時）〕

日 時：2025 年 8 月 21 日（木）

開催方法：電磁的記録方法による

I. 決議事項

第1号議案 一般社団法人事業再生実務家協会主催シンポジウム（2025年10月24日開催予定）について、同法人から後援依頼の申出があり、これを承認する。

〔第4回理事会（臨時）〕

日 時：2025 年 9 月 10 日（水）

開催方法：電磁的記録方法による

I. 決議事項

第1号議案 一般財団法人日本ODR協会主催のシンポジウム（2025年10月22日開催予定）について、同協会から後援依頼の申出があり、これを承認する。

〔第5回理事会（臨時）〕

日 時：2025 年 10 月 2 日（木）

開催方法：電磁的記録方法による

I. 決議事項

第1号議案 法務省実施「ADRの日（週間）」（2025年12月1日から12月7日）について、同省から協力依頼の申出があり、これを承認する。

〔第6回理事会（臨時）〕

日 時：2026年1月19日（月）

開催方法：電磁的記録方法による

I．決議事項

第1号議案 定款第51条第2項に定める「団体会員」として、会員規程第2条第1項により以下の団体の入会を認める。

- ・株式会社ライフテクノロジー

第2号議案 定款第51条第2項に定める「団体会員」として、会員規程第2条第1項により以下の団体の入会を認める。

- ・NPO法人ハッピーシェアリング（2026年4月1日入会）

〔第7回理事会（臨時）〕

日 時：2026年2月18日（水）

開催方法：電磁的記録方法による

I．決議事項

第1号議案 当協会の実務研修・実務情報交換会（2026年3月13日開催予定）について、一般財団法人日本ODR協会から共催の申出があり、これを承認する。

第2号議案 定款第51条第3項に定める「賛助会員」として、1名の入会希望を認める。

〔第8回理事会（通常）〕

日 時：2026年3月17日（火）

場 所：公益社団法人商事法務研究会会議室及びWEB会議システム

I．決議事項

第1号議案 2026年度事業計画の件

第2号議案 2026年度予算の件

5. 会 員

〔団体会員〕 39 団体

- ・ 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター
- ・ 公益社団法人民間総合調停センター
- ・ 全国社会保険労務士会連合会
- ・ 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会
- ・ 日本行政書士会連合会
- ・ 一般社団法人事業再生実務家協会
- ・ 日本弁理士会
- ・ 一般社団法人日本商事仲裁協会
- ・ 日本司法書士会連合会
- ・ 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
- ・ 京都府社会保険労務士会
- ・ 一般財団法人家電製品協会
- ・ 神奈川県司法書士会調停センター
- ・ 公益財団法人自動車製造物責任相談センター
- ・ 一般社団法人日本共済協会
- ・ 一般社団法人日本流通自主管理協会
- ・ 大阪土地家屋調査士会
- ・ 一般財団法人ソフトウェア情報センター
- ・ 神奈川県行政書士会
- ・ 日本土地家屋調査士会連合会
- ・ 愛媛県土地家屋調査士会
- ・ 一般社団法人全国銀行協会
- ・ 行政書士 ADR センター新潟
- ・ 近畿司法書士会連合会
- ・ 立教大学観光 ADR センター
- ・ 北海道行政書士会
- ・ 一般社団法人日本損害保険協会
- ・ 一般社団法人生命保険協会
- ・ 企業再建・承継コンサルタント協同組合
- ・ 一般社団法人日本不動産仲裁機構
- ・ 日本知的財産仲裁センター
- ・ 鹿児島県土地家屋調査士会
- ・ 一般社団法人家族のための ADR 推進協会
- ・ 神奈川県社会保険労務士会
- ・ 公益社団法人家庭問題情報センター
- ・ 株式会社 AtoJ
- ・ 一般財団法人びじっと・離婚と子ども問題支援センター
- ・ 香川県行政書士会
- ・ 株式会社リライフテクノロジー

〔賛助会員〕

- ・ 公益社団法人商事法務研究会

このほか、個人の賛助会員 9 名

(2026 年 3 月 31 日現在)

貸 借 対 照 表

2026年 3月31日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度(参考)	増 減
I 資産の部			
1.流動資産			
現金及び預金	11,363,625	10,039,111	1,324,514
未収会費	10,000	0	10,000
未収金	12,000	0	12,000
流動資産合計	11,385,625	10,039,111	1,346,514
2.固定資産			
基本財産			
定期預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	3,000,000	3,000,000	0
固定資産合計	3,000,000	3,000,000	0
資産合計	14,385,625	13,039,111	1,346,514
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金	0	110,700	△ 110,700
未払法人税等	70,000	70,000	0
預り金	11,370	25,014	△ 13,644
流動負債合計	81,370	205,714	△ 124,344
負債合計	81,370	205,714	△ 124,344
III 正味財産の部			
1.指定正味財産	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2.一般正味財産	14,304,255	12,833,397	1,470,858
(うち基本財産への充当額)	(3,000,000)	(3,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	14,304,255	12,833,397	1,470,858
負債及び正味財産合計	14,385,625	13,039,111	1,346,514

正味財産増減計算書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当 年 度	前年度(参考)	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1.経常増減の部			
(1)経常収益			
①基本財産運用益	636	51	585
基本財産受取利息	636	51	585
②受取会費	3,395,000	3,360,000	35,000
正会員受取会費	2,825,000	2,800,000	25,000
賛助会員受取会費	570,000	560,000	10,000
③雑収益	138,597	60,901	77,696
受取利息	19,597	4,901	14,696
雑収益	119,000	56,000	63,000
経常収益計	3,534,233	3,420,952	113,281
(2)経常費用			
①事業費	1,570,595	1,417,189	153,406
旅費交通費	111,787	187,884	△ 76,097
通信運搬費	0	7,260	△ 7,260
諸謝金	991,193	723,905	267,288
会議費	71,365	51,840	19,525
委託費	213,100	307,700	△ 94,600
雑費	183,150	138,600	44,550
②管理費	492,780	495,738	△ 2,958
旅費交通費	0	0	0
通信運搬費	117,690	117,158	532
業務委託費	218,940	242,050	△ 23,110
租税公課	70,000	70,000	0
雑費	86,150	66,530	19,620
経常費用計	2,063,375	1,912,927	150,448
評価損益等調整前当期経常増減額	1,470,858	1,508,025	△ 37,167
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	1,470,858	1,508,025	△ 37,167
2.経常外増減の部			
(1)経常外収益	0	0	0
(2)経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,470,858	1,508,025	△ 37,167
一般正味財産期首残額	12,833,397	11,325,372	1,508,025
一般正味財産期末残高	14,304,255	12,833,397	1,470,858
II 指定正味財産増減の部			0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	14,304,255	12,833,397	1,470,858

財務諸表に対する注記(2025年度)

1. 重要な会計方針

(1) 消費税等の会計処理

税込方式による

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	3,000,000 円	0 円	0 円	3,000,000 円
合計	3,000,000	0	0	3,000,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの 充当額)	(うち一般正味財産からの 充当額)	(うち負債に対応する 額)
基本財産				
定期預金	3,000,000 円	- 円	(3,000,000) 円	- 円
合計	3,000,000	-	(3,000,000)	-

附属明細書(2025年度)

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表の注記に記載しているため、内容の記載を省略する。

2. 引当金の明細

該当なし。

財 産 目 録(資産の部)

(2026年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	内 訳	金 額		
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金及び預金				
普通預金	み ず ほ 銀 行 銀 座 支 店	11,363,625		
未収会費		10,000		
未収金		12,000		
流動資産計			11,385,625	
2. 固定資産				
基本財産				
定期預金	み ず ほ 銀 行 銀 座 支 店	3,000,000		
固定資産合計			3,000,000	
資産合計				14,385,625

財 産 目 録(負債・正味財産の部)

(2026年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	内 訳	金 額		
II 負債の部				
未払法人税等	都民税均等割		70,000	
預り金	報酬源泉税		11,370	
負債合計				81,370
正味財産				14,304,255

監事監査報告書

2025 年 4 月 1 日より 2026 年 3 月 31 日までの第 16 期事業年度における財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行った結果、財産の状況については事業報告書に適正に表示されているものと認め、また、理事の業務執行については適法かつ適正に行われているものと認めます。

以上

2026 年 5 月 15 日

一般財団法人日本ADR協会

監 事 長 沢 美 智 子 ⑩

監 事 農 端 康 輔 ⑩

自 2026 年 4 月 1 日
至 2027 年 3 月 31 日

第 17 期 事 業 計 画 書

1. 2026 年度事業計画

(1) ADRに関する制度のあり方の検討事業

ADR 和解への執行力付与に関し、2024 年 4 月 1 日の調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約（調停に関するシンガポール条約）の発効と同時に、「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律」及び「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行された。また、2024 年の民法改正により離婚後の共同親権が導入され、同法の運用において ADR の果たす役割が期待されている（改正民法附帯決議参照）。これら法改正に伴う制度整備や実務改善について、情報収集や発信、関係各所との意見交換など、必要な対応を検討し実施する。

また、現在、民事訴訟法における証拠収集法制の見直しに関する検討が進められており、そこでは、文書提出義務や証言拒絶権の範囲についても、議論の対象となっている。当協会では、2018 年に公表した「ADR 法制の改善に関する提言」において、和解仲介手続に関連する情報について、手続実施者及び ADR 事業者の守秘義務を規定することにより、守秘義務の対象となる事項について民事・刑事訴訟での証言拒絶や捜査機関等第三者からの照会に対する回答拒絶を可能にするための根拠規定を整備すべきであるとする提言をしていたが、この提言は現時点ではなお実現していない。上記検討に伴い民事訴訟法等の改正が行われる場合には、上記協会提言の実現の好機となるものと考えられるため、検討状況について情報収集を行うとともに、関係各所との意見交換や法務省への働きかけなど、協会として可能な対応を検討し実施する。

(2) ADRに関する調査・研究事業

(1) の事業を含め ADR に関する制度改善を検討するため、「ODR の推進に関する基本方針」なども踏まえ、法務省とも随時協議しつつ、会員各層からの意見の聴取等を行うなど、当協会として必要な調査・研究を行う。

(3) ADR の利用に係る広報および啓発事業

ADR 法改正後の状況の把握と、必要な制度上および運用上の措置を討議するため、シンポジウムを開催する。

さらに、ADR 機関に関する広報活動の一環として、HP の保守・更新のほか、ウェブサイト上の「ADR 機関情報検索システム」への参加の呼びかけ、検索項目の見直し、及びコンテンツの一層の充実化を進める。

また、SNS 等の媒体を使った情報発信として 2022 年度から X（旧 Twitter）の運用を行っており、本年度も継続する。加えて、2024 年度から、会員や弁護士会 ADR、その他の ADR/ODR 事業者の活動状況を紹介するための Pod Cast 配信を開始し、現在、4 本公開している。本年度も継続する。

(4) ADR 従事者（手続実施者、事務局員等）に対する研修事業

a. ADR に関係する団体・個人の資質の向上を図るため、研修会を開催する。

b. 仲裁 ADR 法学会の機関誌『仲裁と ADR』の本年度号を本協会の会員分購入し、これを会員に配付する。また、日本商事仲裁協会から寄贈いただいている機関誌『JCA ジャーナル』電子版を本協会の会員に配付する。

(5) ADRに関する団体・個人の連携を図る事業

ADRに関する団体・個人との連携を図り、制度改善等のための情報交換・共有の場として、相談機関、情報提供機関との意見交換会を開催する。併せて、2021年度から実施している、各地の消費生活センターとADR機関がオンラインで直接面談し情報交換を行うための基盤提供事業を継続しつつ、本年度は、当該事業の効果測定調査を行う。

(6) ADR機関のODRの実施に向けた検討のサポート

各ADR機関がオンラインでの申立て、案件管理及び案件処理を行うことをサポートするために、オンラインプラットフォーム構築の支援など、必要な研究、検討を進める。

(7) ADRに関する業務を行う団体への利用者からの苦情の処理に係る事業

苦情処理に関するADR団体のニーズの有無等について調査を行う。

(8) 前各号に掲げるもののほか、ADRに対する社会の理解と信頼を醸成し、ADRおよびそれを支える制度の健全な振興を図るために必要な事業

本協会定款第3条の定める「ADR（裁判外紛争解決）による個々の紛争の円滑かつ円満な解決が社会により大きな利益をもたらすようにすることを目指し、ADRに関する団体・個人による関連する制度改善等のための情報交換・共有の場を提供するとともに、ADRに対する社会の理解と信頼を醸成し、ADR及びそれを支える制度の健全な振興を図ること」という目的に資する諸活動を行う。

2026年度収支予算書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

(単位:円)

科 目	前年度予算	予算額(案)	差 異
I 一般正味財産増減の部			
1.経常増減の部			
(1)経常収益			
①基本財産運用益	3,000	3,000	0
基本財産受取利息	3,000	3,000	0
②受取会費	3,500,000	3,600,000	△ 100,000
正会員受取会費	3,000,000	3,000,000	0
賛助会員受取会費	500,000	600,000	△ 100,000
③雑収益	51,000	55,000	△ 4,000
受取利息	1,000	5,000	△ 4,000
雑収益	50,000	50,000	0
経常収益計	3,554,000	3,658,000	△ 104,000
(2)経常費用			
①事業費	3,210,000	2,960,000	250,000
旅費交通費	300,000	300,000	0
通信運搬費	100,000	100,000	0
印刷製本費	10,000	10,000	0
諸謝金	1,000,000	1,000,000	0
会議費	650,000	650,000	0
委託費	950,000	700,000	250,000
雑費	200,000	200,000	0
②管理費	1,060,000	1,060,000	0
旅費交通費	100,000	100,000	0
通信運搬費	130,000	130,000	0
印刷製本費	10,000	10,000	0
業務委託費	550,000	550,000	0
租税公課	100,000	100,000	0
会議費	50,000	50,000	0
雑費	120,000	120,000	0
経常費用計	4,270,000	4,020,000	250,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 716,000	△ 362,000	△ 354,000
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 716,000	△ 362,000	△ 354,000
2.経常外増減の部			
(1)経常外収益	0	0	0
(2)経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 716,000	△ 362,000	△ 354,000
一般正味財産期首残高	11,325,372	12,833,397	△ 1,508,025
一般正味財産期末残高	10,609,372	12,471,397	△ 1,862,025
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			0
指定正味財産期首残高			0
指定正味財産期末残高			0
III 正味財産期末残高	10,609,372	12,471,397	△ 1,862,025

評議員・理事・監事一覧

【評議員】

評議員会議長	道垣内正人	弁護士・早稲田大学教授
評議員	石橋 正人	公益財団法人自動車製造物責任相談センター 常務理事・事務局長
評議員	伊藤 眞	弁護士・東京大学名誉教授
評議員	稲野邊 俊	公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会 不動産鑑定士調停センター運営委員会委員長
評議員	大野 実	全国社会保険労務士会連合会 顧問・前会長
評議員	岡田潤一郎	日本土地家屋調査士会連合会 会長
評議員	小澤 壯夫	日本弁理士会 副会長
評議員	小澤 吉徳	日本司法書士会連合会 会長
評議員	小津 博司	弁護士・元検事総長
評議員	貝阿彌 誠	弁護士・元東京地方裁判所長
評議員	亀井 正博	一般財団法人ソフトウェア情報センター 専務理事
評議員	北川 慎介	一般社団法人日本商事仲裁協会 理事長
評議員	高橋 康文	特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター 専務理事
評議員	永関 雅史	一般財団法人家電製品協会 家電製品 PL センター長
評議員	丹羽 典明	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会 副会長
評議員	野村 豊弘	弁護士・日本エネルギー法研究所 理事長
評議員	松本 康幸	一般社団法人全国銀行協会 理事
評議員	宮本 重則	日本行政書士会連合会 会長

【理 事】

代 表 理 事	山田 文	京都大学 教授
業務執行理事	垣内 秀介	東京大学 教授
業務執行理事	河井 聡	弁護士
理 事	出井 直樹	弁護士
理 事	佐藤 昌之	特定非営利活動法人 ITS Japan 法務主査
理 事	吉野 孝義	弁護士／公益社団法人民間総合調停センター 理事長

【監 事】

監 事	長沢 美智子	弁護士／一般社団法人事業再生実務家協会 専務理事
監 事	農端 康輔	弁護士

(2026 年 3 月 31 日現在)